平成２７年（フ）第２８９４号
大阪市旭区太子橋２丁目５番８号　ベルロ太子橋205
破産者　井上　洋祐
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８８５号
大阪府八尾市山城町４丁目２番17号、開始決定時大阪府八尾市東山本新町８丁目20番９号
破産者　秋山　　修
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５８号
大阪市住吉区長居西３－４－22　ウィステリア長居西502号室、開始決定時大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番15号　メゾン鶴ケ丘802号
破産者　ジャバこと　住本　義光
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０５９号
大阪市住吉区長居西３－４－22　ウィステリア長居西502号室、開始決定時大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番15号　メゾン鶴ケ丘802号
破産者　住本志げ子
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７２号
大阪府門真市元町３番18―902号
破産者　門口　雅信
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２号
大阪府高槻市松が丘１丁目15番１号　ファミール松ケ丘Ａ棟202号
破産者　濵下　欣也
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５号
大阪府茨木市南耳原１丁目５番13号　ボヌールプラザ　404号
破産者　仲　紀代子
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１号
大阪市西淀川区中島１丁目４番13号
破産者　木村　貴士
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６７号
大阪府八尾市南小阪合町３丁目８番６―305号、申立時の住所大阪府東大阪市友井３丁目６番37号
破産者　井上　悦子
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８４号
大阪府箕面市船場西２丁目５番31―201号
破産者　山田　一美
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４４０号
大阪市東成区中道４丁目３番14号　マンション美光302号、前住所大阪市東成区中道１丁目４番２　森之宮スカイガーデンハウス911号
破産者　山口　浩二
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県洲本市物部１丁目18番６号、開始決定時の住所兵庫県洲本市本町５丁目２番19号
破産者　湊　　格
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
岡山県真庭市上河内1160番地１
破産者　河﨑　雅樹
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２０号
岡山県真庭市上河内1188番地
破産者　立石まゆみ
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２７号
岡山県久米郡美咲町大戸上232番地
破産者　榮居千恵美
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第４７９号
北九州市戸畑区沖台２丁目15番22―303号
破産者　坂尾　耕二
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９号
岩手県北上市新穀町１丁目７番40号　メルベイユ北上Ⅱ402号（住民票上の住所　秋田県横手市前郷一番町７番14号）
破産者　照井　榮一
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第２４８号
茨城県古河市女沼177番地１、開始決定時の住所茨城県古河市諸川1229番地２
破産者　岡村　直市
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部